



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 49, 2024 年 7 月～8 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年7月～8月）

内容

A: EIOPA、キャプティブ保険会社の監督にかかる意見書を最終化（7月2日）	3
B: BCBS、サードパーティ・リスク管理にかかる原則案を公表（7月9日）	4
C: 英 PRA、生命保険ストレス・テストの仕様書案を公表（7月10日）	5
D: 豪 APRA、保険会社の説明責任制度にかかる規則を最終化（7月11日）	6
E: 英 PRA、損害保険ストレス・テストの概要を公表（7月15日）	8
F: IAIS、気候リスクの開示と監督上の報告にかかる文書（案）を公表（7月15日）	8
G: ESAs、オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準案を公表（7月17日）	10
H: FSB、自然関連のリスクにかかるストックテイキングを実施（7月18日）	12
I: ESAs、ICTサービスの再委託にかかる監督基準案を公表（7月26日）	13
J: 英 PRA、資産集約型再保険にかかる監督指針を公表（7月26日）	14

A: EIOPA、キャプティブ保険会社の監督にかかる意見書を最終化（7月2日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2023年10月に市中協議に付した「キャプティブ（再）保険会社の監督にかかる意見書（案）」を最終化した。同意見書は、①キャッシュ・プーリングの取決めとプルデント・パーソン原則の適用、②ガバナンス要件、にかかる意見を表明している。同意見書の内容は以下のとおり。

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> • キャプティブ（再）保険会社は、自身が所属する事業会社グループに、コスト効率的なリスク・ファイナンスのプログラムを提供する。キャプティブ（再）保険会社には、その特殊なビジネス・モデルから、一般の保険会社とは異なる規制が適用される。 • 本意見書は、キャプティブ（再）保険会社について、リスクベースで、プロポーショナルな監督を行い、また、EU域内でレベル・プレイング・フィールドを確保するという文脈で、EU域内における監督上の期待の調和を促進することを目的とするものである。 • 本意見書は、グループ内取引（特に、キャッシュ・プーリング）に焦点をあて、プルデント・パーソン原則の一貫した適用と、主要な機能と外部委託にかかるガバナンス関連の観点に関する規制上の枠組みの実施をサポートすることを目的としている。
<p>キャッシュ・プーリングの取決めとプルデント・パーソン原則の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュ・プーリングとは、効率的な現金の管理を実現することを目的として、グループ内のエンティティ間で流動性を共有することを意図した取決めを指す。キャッシュ・プーリングは、金利収入の稼得や調達コストの削減などのベネフィットだけでなく、アームズ・レングス規則違反、集中リスク、デフォルト・リスク、流動性リスク等のリスクをもたらす。 • 監督当局は、キャプティブ（再）保険会社に対して、以下の事項等を確保するよう求めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - キャッシュ・プーリングの取決めの経済的な実態に準じて、ソルベンシーIIのバランスシートにおいて資産と負債を正しく認識・分類するとともに、SCRを適切に計算すること。（例えば、キャッシュ・プーリングの取決めにかかる資産を貸付金と分類している場合、それに応じた資本を保有しなければならない。現金と分類している場合には、その流動性の高さを証明できるとともに、キャプティブ（再）保険会社のカウンターパーティの財政状態の悪化を考慮に入れたものでなければならない。また、キャッシュ・プーリングの取決めにおけるカウンターパーティの信用格付を反映しなければならない。親会社の信用格付は、親会社の信用状や保証がある場合にのみ利用可能である。） - グループ内取引によって生じ得るすべてのリスクとベネフィット（流動性リスクや集中リスクを含む。）を評価すること。キャプティブによるグループ内取引に大きく依存している場合、その評価をORSAに反映すること。また、キャッシュ・プーリングにおける資金の利用可能性にかかるリスク・エクスポージャーは、ストレス・シナリオ下において評価されること。 - プルデント・パーソン原則を遵守すること。 - 監督当局に対して、キャッシュ・プーリングの取決めの詳細を提出することができること。
<p>ガバナンス要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、キャプティブ（再）保険会社のガバナンスについて、以下の事項等を求めるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> - 管理、経営、監督機関（Administrative, Management, Supervisory Board：AMSB）は、必要な経験年数、資格、能力、スキルおよび専門的な経験を有していること。 - 外部委託した主要な機能について、それらの機能について十分な見識を有する責任者を社内で指名すること。 - 同一のサービス・プロバイダによって複数のサービスが提供される場合、義務の分担が明確に合意され、文書化されていること。 - 外部委託先について、継続的にデュー・ディリジェンスを行うこと。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

インプリケーション：今後、日本においてキャプティブ（再）保険会社の設立や利用が増加していくこととなれば、キャプティブ（再）保険会社の規制・監督のあり方について検討する必要性が生じてくるものと思料される。その意味で、欧州におけるキャプティブ（再）保険会社の規制の枠組みや監督のアプローチの開発は、注視していく価値があるものと考えられる。

（参考）EIOPA ‘EIOPA issues opinion on the supervision of captive insurer’

B: BCBS、サードパーティ・リスク管理にかかる原則案を公表（7月9日）

- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、10月9日を期限として、「サードパーティ・リスクの健全な管理のための原則（案）」を市中協議に付した。同原則案の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル化の進展により、革新的なアプローチが急速に採択されるようになり、銀行のサードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSP）への依存が高まっている。そのことは、伝統的な外部委託の概念を、より広範なTPSPの取決めに進化させることを求めている。
定義	<ul style="list-style-type: none"> • TPSP：銀行に対して、直接的に、サービス、活動、機能、プロセスもしくは作業を提供する法人もしくは個人。 • TPSPの取決め：銀行に対して一以上のサービス等を提供するために銀行とTPSPとの間で交わされる公式な取決め。 • 重要な（critical）TPSPの取決め：銀行に対して提供される一以上の重要なサービスに関連するTPSPの取決め。 • 重要なサービス：銀行に対して提供されるサービスで、その中断が銀行の生存可能性、重要なオペレーション、もしくは、法規制上の義務を満たす能力を大きく損ない得るもの。 • 集中リスク：銀行目線では、単一もしくは限定的な数のTPSPによって提供を受ける、一以上のサービス（その中断が、銀行の重要なオペレーションに潜在的な影響を及ぼすもの。）に銀行が依存することによって生じるリスク。システム的な目線では、同様の理由から生じる、銀行セクター全体に対するリスク。
銀行向けの原則	<ul style="list-style-type: none"> • 原則1：取締役会は、すべてのTPSPの取決めの監督に最終的な責任を有し、また、銀行のリスク・アパタイトと耐性度（tolerance for disruption）において、TPSPの取決めに対する明確な戦略を承認すべきである。 • 原則2：取締役会は、経営陣が、銀行のサードパーティ戦略や軽減策に沿って、サードパーティ・

	<p>リスク・マネジメントの枠組み（TPRMF）の方針とプロセスを実践することを確保すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則3：銀行は、TPSPの取決めの締結前および締結後に継続して、特定されたリスクや潜在的なリスクを評価し、管理するため、TPRMFの下で包括的にリスクを評価すべきである。 原則4：銀行は、TPSPの取決めに締結する前に、そのデュー・ディリジェンスを適切に行うべきである。 原則5：TPSPの取決めは、すべての者の権利と義務、責任と期待を明確に記述する、法的拘束力のある文書による契約によって統制されるべきである。 原則6：銀行は、デュー・ディリジェンスや契約条項の解釈において特定された事項の解決を優先するため、新たなTPSPの取決めへのスムーズな移行をサポートする十分なリソースを配布すべきである。 原則7：銀行は、継続的に、TPSPの取決めのリスクと重要性の状況やその変化を評価し、モニターするとともに、必要に応じて、取締役会や経営陣に報告すべきである。銀行は、課題に対して適切に対応すべきである。 原則9：銀行は、TPSPの取決めの計画された終了に対する退出計画と計画されない終了に対する退出戦略を用意すべきである。
監督当局向けの原則	<ul style="list-style-type: none"> 原則10：監督当局は、サードパーティ・リスクの管理を、銀行の日常的な評価の重要な要素として捉えるべきである。 原則11：監督当局は、一以上のTPSPsへの集中によってもたらされる銀行セクターにおける潜在的なシステムリスクを特定するため、利用可能な情報を分析すべきである。 原則12：監督当局は、銀行にサービスを提供する重要なTPSPsによってもたらされるシステムリスクをモニターするため、セクター間および国際的に連携し、対話を行うべきである。

インプリケーション：銀行と保険では、社会や経済、金融システムにおいて果たす役割や機能に違いはあるものの、リスク管理の一環としてのサードパーティ・リスクの管理の重要性は、両セクターに共通するものであると考えられる。本原則（案）は、銀行を対象としたものであるものの、保険会社にも適用可能な内容であり、保険会社には、本原則（案）も参考しつつ、サードパーティ・リスクの管理の重要性に対する認識を高めるとともに、その管理を行っていくことが期待される。

（参考）BCBS ‘Principles for the sound management of third-party risk’

C: 英 PRA、生命保険ストレス・テストの仕様書案を公表（7月10日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2025年の生命保険ストレス・テスト（LIST）の仕様書案を公表した。関係する生命保険会社は、9月6日までに同案に対してコメントを提出することができる。同仕様書案の概要は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> LISTの目的は、①甚大ではあるものの生じ得るイベントに対するセクターおよび個社のレジリエンスを評価すること、②個社の結果を公表することで、市場の理解と規律を強化すること、③リスク管理の脆弱性に対する理解を深めること、の3つ。なお、ストレス・テストの結果、すべての保険会社のソルベンシー資本要件（SCR）が100%を超えていることは必ずしも期待されない。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象	<ul style="list-style-type: none"> 2025年LISTは、大規模な年金ポートフォリオを持つ、バルク購入年金（bulk purchase annuity：BPA）市場でアクティブな英国の11の生命保険会社（単体ベース）を対象とする。これらの保険会社は、長期の年金収入の提供者、確定給付年金制度に対する保障の提供者、また、長期の投資家として、重要な役割を果たす者である。 						
ストレス・シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 2025年のLISTでは、1つの中核シナリオと2つの試験的なシナリオが設定される。（ストレスの詳細は、2025年1月に公表される予定。） 中核シナリオ（100年に1度生じるストレス・シナリオ）：時間軸で3つのステージに分けられる。 <table border="1" data-bbox="448 562 1436 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 562 778 656">ステージ1 (初期的な市場ショック)</th> <th data-bbox="778 562 1109 656">ステージ2 (ピーク)</th> <th data-bbox="1109 562 1436 656">ステージ3 (市場安定化)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 656 778 981"> <ul style="list-style-type: none"> 金利の変動 社債の信用スプレッドの拡大（格下げやデフォルトは生じない） 株価の下落 オプションのインプライド・ボラティリティの上昇 </td> <td data-bbox="778 656 1109 981"> <ul style="list-style-type: none"> ステージ1のストレス 社債の信用スプレッドの拡大（格下げやデフォルトが生じ得る） 商業用および住宅用不動産価格の下落 </td> <td data-bbox="1109 656 1436 981"> <ul style="list-style-type: none"> ステージ2のストレス 社債の信用スプレッドの縮小 取引コストの変動 </td> </tr> </tbody> </table> 試験的な（exploratory）シナリオ <ul style="list-style-type: none"> 資産の種目別の集中シナリオ：中核シナリオのステージ3のシナリオの代わりに、マッチング調整（MA）ポートフォリオにとって最も重要な資産の種目（社債および国債を除く。）について、追加的な格下げのストレスを適用する。 資産集約型再保険（FundedRe）の出再解除（recapture）シナリオ：最も重要なカウンターパーティとのすべての資産集約型再保険の取決めについて、出再解除を想定する。 	ステージ1 (初期的な市場ショック)	ステージ2 (ピーク)	ステージ3 (市場安定化)	<ul style="list-style-type: none"> 金利の変動 社債の信用スプレッドの拡大（格下げやデフォルトは生じない） 株価の下落 オプションのインプライド・ボラティリティの上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ステージ1のストレス 社債の信用スプレッドの拡大（格下げやデフォルトが生じ得る） 商業用および住宅用不動産価格の下落 	<ul style="list-style-type: none"> ステージ2のストレス 社債の信用スプレッドの縮小 取引コストの変動
ステージ1 (初期的な市場ショック)	ステージ2 (ピーク)	ステージ3 (市場安定化)					
<ul style="list-style-type: none"> 金利の変動 社債の信用スプレッドの拡大（格下げやデフォルトは生じない） 株価の下落 オプションのインプライド・ボラティリティの上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ステージ1のストレス 社債の信用スプレッドの拡大（格下げやデフォルトが生じ得る） 商業用および住宅用不動産価格の下落 	<ul style="list-style-type: none"> ステージ2のストレス 社債の信用スプレッドの縮小 取引コストの変動 					
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 中核シナリオの結果は個社ごと、試験的シナリオの結果は全体として、それぞれ2025年第4四半期に公表される予定。 						

インプリケーション：2025年のLISTは、資産集約型（asset intensive）の再保険を活発に行っている生命保険会社をターゲットとしたものであると解釈できる。本ストレス・テストの結果によっては、生命保険会社による再保険取引の規制・監督（ソルベンシー規制におけるマッチング調整の要件の変更を含む。）が強化される可能性も考えられることから、今後の動向は注目に値する。

（参考）PRA ‘Life Insurance Stress Test (LIST) 2025’

D: 豪 APRA、保険会社の説明責任制度にかかる規則を最終化（7月11日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）とオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、金融機関の説明責任制度（Financial Accountability Regime：FAR）にかかる規則を最終化した。FARの下では、一定の閾値（※銀行の場合200億豪ドル、保険会社の場合100億豪ドル。）を満たす金融機関（Accountable Entity）は、同規則において定められる主要な機能（key function）に少なくとも一人の責任者（役員）を配置し、その者を監督当局に届け出ることが求められる。なお、FARは、銀行については2024年3月に適用が開始されており、保険会社については2025年3月から適用される。

- 同規則において示された保険会社の主要な機能の概要は以下のとおり。

主要な機能	役員が責任を有するべき統制等
資本管理	<ul style="list-style-type: none"> • 内部の資本十分性評価プロセス、ストレス・テスト、資本バッファーおよび資本調達手段を含む、資本管理機能。
コンダクト・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関の経営陣や従業員に関する不適切な、非倫理的な、もしくは、不法な行為のリスクを特定し、モニタリングすることを含む、コンダクト・リスク管理。
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> • データ戦略、データ・アーキテクチャ、データ管理の枠組みとガバナンス、データの品質と危機管理（issue management）、および、データ・リスク管理（データの統制やデータ・プライバシーを含む。）を含む、データ管理。
財務および当局報告	<ul style="list-style-type: none"> • 法定の財務報告、市場開示、規制上のデータ収集の準備を含む、財務および当局報告の機能。
財政的苦境のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> • 財政的に困難な状況にある消費者に対応し、管理するための方針、手順および実務。
保険リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 商品の設計、開発および募集、責任準備金の計算、ならびに、プライシングの機能（枠組み、戦略、方針、手順および評価等の側面を含む。）。
オペレーショナル・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • オペレーショナル・リスク管理の枠組みと戦略の維持、オペレーショナル・リスクとコンプライアンスの特定、評価および管理、オペレーショナル・リスクの統制の状態、オペレーショナル・リスクのプロファイルの評価、事業継続、ならびに、サービス・プロバイダ・リスクの管理を含む、オペレーショナル・リスク管理の機能。
商品設計と募集	<ul style="list-style-type: none"> • 商品設計と募集にかかる義務の遵守に関するあらゆる活動。
商品の組成	<ul style="list-style-type: none"> • 金融商品に関連する商品の組成にかかる義務（開示、契約、表示を含む。）。
再建、退出および破綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> • 再建および退出計画の機能（ガバナンスの取決め、トリガーの枠組み、政策措置、シナリオ分析、再建能力の評価、および、コミュニケーション戦略を含む。）。 • 破綻処理計画の機能（重要な機能の特定におけるAPRAの支援、政策措置の実行可能性の評価、破綻処理計画の実施の障壁の除去を含む。）。
再保険の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 再保険戦略、管理および実務を含む、再保険の機能。
詐欺の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 詐欺や不正による消費者の損害を回避および軽減し、また、詐欺や不正（その被害を受けた消費者を含む。）に対応するための方針、手順および実務。
テクノロジー管理	<ul style="list-style-type: none"> • テクノロジー戦略、利用されているテクノロジーのライフサイクル管理、テクノロジーにかかる統制の状態、情報セキュリティ、障害からの復旧、テクノロジーのオペレーションとインフラストラクチャを含む、テクノロジー管理。
教育とモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • 金融商品やサービスを提供する職員等の教育とモニタリング。これには、商品、サービスもしくは活動にかかる義務的で継続的な教育を含む。

保険引受	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受マニュアル、方針および手順の作成および維持、作成された方針と統合的な保険引受基準の維持、保険引受機能のリソース、権限の委譲と権限、ならびに、予算と予測を含む、保険引受の機能。
内部通報の方針とプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 内部通報の方針とプロセスの実施とモニタリング。

インプリケーション：同規則が示す保険会社の主要な機能のリストは、非常に網羅的なものであると考えられる。このことは、保険会社の経営陣には、自社の組織や活動のすべてについて説明責任を果たすことが求められていると解釈できる。今後、一定の水準を超えるインシデントについて、より一層経営陣の責任が問われることとなると考えられる。

(参考) APRA ‘APRA and ASIC issue final rules and information for the Financial Accountability Regime’

E: 英 PRA、損害保険ストレス・テストの概要を公表（7月15日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、損害保険会社を対象とするストレス・テストの概要を公表した。その主な内容は以下のとおり。

これまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> PRAは2023年10月、動的な損害保険ストレス・テスト（dynamic general insurance stress test：DyGIST）を2025年に実施する意向を表明。 PRAは、その後、2024年2月までの間に、業界団体とワークショップを実施。
DyGISTの目的	<ul style="list-style-type: none"> DyGISTの目的は、①英国の損害保険セクターのソルベンシーと流動性のレジリエンスを評価すること、②保険会社のリスク管理とマネジメント・アクションの実効性を評価すること、③PRAの監督上の対応の検討に資する情報を提供すること、の3つ。
対象	<ul style="list-style-type: none"> PRAは、26の損害保険会社（単体ベース。総収入保険料ベースで、英国の損害保険市場の約8割を占める。）をDyGISTの対象とすることを想定している。
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、2025年5月にシナリオの提供を受け、初期的に、財務上の影響度を評価する。 保険会社は、2025年7月末までに上記の定量的な評価を最終化し、定性的な分析の結果とともに、PRAに提出する。 PRAは、2025年第4四半期にDyGISTからの発見事項を公表するとともに、それらを2026年の監督計画の材料とする。

インプリケーション：損害保険会社を対象とする2025年のDyGISTについては、まずは、シナリオの公表が待たれるところである。

(参考) PRA ‘Prudential Regulation Authority (PRA) statement on the design of the dynamic general insurance stress test (DyGIST) 2025’

F: IAIS、気候リスクの開示と監督上の報告にかかる文書（案）を公表（7月15日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、9月30日を期限として、「気候リスクの開示と監督上の報告にかかる実務文書（application paper）（案）」および「マクロprudentialおよびグループ監督と気候リスクにかかる補助文書（案）」をそれぞれ市中協議に付した。なお、いずれの文書も、その遵守が義務付けられるものではない。

- 気候リスクの市中開示と監督上の報告にかかる実務文書（案）は、①開示制度の開発、②意思決定に有用な気候情報の開示、③気候関連のリスクの監督上の報告、④気候関連のリスクの開示のためのガバナンス、⑤気候関連のリスクの開示におけるデータにかかる論点、について、提言（案）を示している。その主な内容は以下のとおり。

<p>開示制度の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、気候関連のリスクが、重要である場合には、開示（public disclosure）の要件において実効的に捕捉されていることを確保すべきである。 • 保険会社は、気候関連のリスクが保険会社の事業活動、リスク、業績および財政状態に与え得る影響を理解できるよう、財務諸表において示されている情報と気候関連のディスクロージャーにおいて開示されている情報との接続性（connectivity）を確保すべきである。保険会社は、気候関連の財務開示と財務情報を一つの文書に統合していくことを検討すべきである。 • 気候関連の開示は、市場参加者や保険契約者にとって開示される指標が関係するものであり、また、有用であることを確保することに焦点があてられるべきである。重要性の評価は、気候情報が利用者の意思決定プロセスにとって重要であるか否かを決定するために適用されるべきである。
<p>意思決定に有用な気候情報の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、IAISの保険基本原則20（開示）の要件を満たすため、重要な気候関連のリスク・エクスポージャーがどのように開示されるかを明確にするためのガイダンスを提供すべきである。 • 監督当局は、気候関連のリスクにかかる標準化された指標や開示のフォーマットの開発や採択を奨励すべきである。 • 監督当局は、気候の指標を計算するためのデータ・ソースや手法について、透明性と一貫性が確保されることを保険会社に求めるべきである。 • 監督当局は、保険会社が意思決定に有用な情報を開示することを確保するため、合理的に予見可能な、重要なリスクを捕捉できるよう、フォーワードルッキングな指標の利用を奨励すべきである。
<p>監督上の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 気候関連のリスクは、重要である場合、監督上の報告に十分に統合されるべきである。 • 監督当局は、現行の開示や監督上の報告（ORSAやアドホックなシナリオ分析を含む。）が気候関連のリスクを評価するために必要な情報を提供するものであるかを検討すべきである。 • 監督当局は、その職員に対して、気候関連のリスクの理解に必要な研修を実施すべきである。
<p>ガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、気候関連のリスクの開示にかかるガバナンスの要件を、現行のコーポレート・ガバナンスの要件に組み込むべきである。
<p>データにかかる論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、データの品質が開示される情報の信頼性や保証に与え得る影響を理解すべきである。

インプリケーション：本実務文書（案）について、①気候関連の財務開示と財務情報を一つの文書に統合していくことを検討するよう奨励している点、②気候関連のリスクにかかる標準化された指標や開示のフォーマットの開発や採択を志向している点、③監督上の報告において気候関連の情報の提出がより一層求められることを示唆している点は、特に注目に値する。

（参考）IAIS ‘Public consultation on climate risk supervisory guidance’

G: ESAs、オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準案を公表（7月17日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に関し、欧州委員会（EC）への提出期限が2024年7月とされていた各種基準等の最終案をECに提出した。（※DORAの概要は、デロイト トーマツ「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」¹を参照されたい。なお、ESAsは、以下の規制上の技術的基準（RTS）および実施上の技術的基準（ITS）等の案を作成することを求められていた。）

	ECへの提出期限：2024年1月	同：2024年7月
ICTリスク管理の枠組み（DORA 第2章）	<ul style="list-style-type: none"> ICTセキュリティ・ポリシー、手順、プロトコルおよびツールの詳細にかかるRTS（DORA第15条）（※下表で「15条RTS」と表記。） 簡易なICTリスク管理の枠組みにかかるRTS（第16条第3項） 	<ul style="list-style-type: none"> 主なICT関連のインシデントによる年間の総コストおよび損失の推計にかかるガイドライン（第11条）
ICT関連のインシデント管理、分類および報告（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> 主なICT関連のインシデントや重大なサイバーの脅威の分類基準にかかるRTS（第18条第3項）（※同「18条RTS」と表記。） 	<ul style="list-style-type: none"> 主なICT関連のインシデントの報告の内容、各報告のタイミング、重大なサイバーの脅威の通知の内容にかかるRTS（第20条a） 主なICT関連のインシデントの報告と重大なサイバーの脅威の通知のための標準様式、テンプレートおよび手順にかかるITS（第20条b）
デジタル・オペレーショナル・レジリエンス・テスト（第4章）	-	<ul style="list-style-type: none"> 脅威ベースのペネトレーション・テストにかかるRTS（第26条第11項）
サードパーティ・リスク管理（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> 情報一覧のテンプレートにかかるITS（第28条第9項） サードパーティから提供を受ける重要な機能をサポートするICTサービスの利用に関する方針の詳細にかかるRTS（第28条第10項） 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な機能をサポートするICTサービスの再委託にかかる評価項目に関するRTS（第30条第5項）（※7月26日に公表。記事Iを参照）
監督当局（第7章）	-	<ul style="list-style-type: none"> ESAsと関係する当局との間の協力に関するガイドライン（第32条第7項） 監督を行うための条件の調和に関するRTS（第41条第1項） 監督の手数料に関する委任法（第43条第2項）

¹ <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

- 今般ECに提出された基準等の最終案のうち、脅威ベースのパネトレーション・テスト（TLPT）にかかるRTS案の概要は以下のとおり。

<p>TLPTの対象となる金融機関の特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • TLPT当局は、以下の金融機関に対して、TLPTを実施することを求める。 <ul style="list-style-type: none"> - グローバルにシステム上重要な機関（global systemically important institutions：G-SIIs）、もしくは、その他のシステム上重要な機関（O-SIIs）として指定されている銀行、または、G-SIIsもしくはO-SIIsに属する銀行 - 過去2年間の各年の決済取引の総額が1,500億ユーロ超の決済サービス機関 - 過去2年間の各年の決済取引の総額が1,500億ユーロ超、もしくは、電子マネーの残高の総額が400億ユーロ超の電子マネー機関 - 証券集中保管機関 - 清算機関 - 取引高が一定の閾値を超える、電子取引システムを有する取引所 - ①総収入保険料が15億ユーロ超、②責任準備金が100億ユーロ超、③生命保険会社および複合保険会社の場合、総資産の額が、総資産の額が国内の保険会社および再保険会社の総資産の合計額の3.5%超、の3つの要件を満たす保険会社および再保険会社 - 上記①の閾値を満たす保険会社および再保険会社のうち、以下のいずれかの閾値を満たす保険会社：（a）総収入保険料が30億ユーロ超、（b）責任準備金が300億ユーロ、（c）総資産の額が、国内の保険会社および再保険会社の総資産の合計額の10%超 • TLPT当局は、上記以外の金融機関について、TLPTの実施を求めるべきであるか否かを、以下の閾値に基づき、評価する。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融システムへの影響度（金融機関の規模、他の金融機関との相互関連性、金融セクターに提供されるサービスの重要性、金融機関によって提供されるサービスの代替可能性、金融機関のビジネス・モデルの複雑性等） - ICTリスク関係の要素（金融機関の重要な機能のICTシステムやプロセスへの依存度、金融機関のICTアーキテクチャの複雑性、ICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（ICT TPSP）によってサポートを受けるICTサービスおよび機能やICT TPSPとの契約上の取決めの数や種類等）
<p>テストの手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • TLPT当局は、TLPTの全てのフェーズに参加する。 • 金融機関は、TLPTの責任者を定め、TLPTにかかる組織および手順を整備する。
<p>テストのプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 準備フェーズ：金融機関は、TLPTのスコープを定める。TLPT当局は、スコープを承認する。 • テスト・フェーズ（脅威インテリジェンス）：脅威インテリジェンス・プロバイダは、適切なシナリオを提案する。コントロール・チームは、少なくとも3つのシナリオを含む脅威インテリジェンス・レポートを作成する。TLPT当局は、同レポートを承認する。

	<ul style="list-style-type: none"> • テスト・フェーズ（レッド・チーム・テスト）：テスター（testers）は、レッド・チーム・テスト計画を作成し、TLPT当局の承認を受けた後、テストを行う。 • 終結フェーズ：テストの終了後4週間以内に、テスターは、レッド・チームテスト・レポートを作成する。ブルー・チームは、レッド・チーム・テスト・レポートを受領後、ブルー・チーム・テスト・レポートを作成する。金融機関は、最終的に、TLPTからの発見事項をまとめたレポートおよび改善計画を提出する。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

インプリケーション：金融庁が2024年6月に市中協議に付した「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（案）」では、金融機関がペネトレーション・テストを実施することを求めている。今般ESAsがECに提出したTLPTにかかるRTS案は、ペネトレーション・テストの実施方法について詳述しており、日本の金融機関がペネトレーション・テストを実施する上で参考になり得るものと思料される。

（参考）EIOPA ‘ESAs publish second batch of policy products under DORA’

H: FSB、自然関連のリスクにかかるストックテイキングを実施（7月18日）

- 金融安定理事会（FSB）は、自然関連の財務リスクにかかる規制・監督上の現状について、ストックテイキングを行い、その結果をまとめたレポートを公表した。同レポートにおいて示されている主な発見事項の概要は以下のとおり。

自然関連の財務リスク	<ul style="list-style-type: none"> • 自然関連の財務リスクについて、国際的に合意された定義は未だ存在しない。他方で、いくつかの当局は、NGFSの自然関連の財務リスクの定義案やTNFDの枠組みを参照している、あるいは、自身でそれを定義している。自然関連の財務リスクは、物理的リスクと移行リスクに分けられることも多い。 • 自然関連の財務リスクは気候関連の財務リスクとの関連性や共通性も高く、統合的なアプローチで両者を評価しようと考えている当局もある。 • 自然関連の財務リスクの伝播については、以下のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> - 信用リスク：生物多様性の喪失による物理的リスクの増大を受けた債務者の信用リスクの増加や、保護区域において活動する企業に対する融資の信用リスクの増加。 - 市場リスク：生物多様性の喪失や政策変更などによる、保有する株式や債券の価値の減価。 - 保険引受リスク：自然破壊が拡大することによる保険金支払い請求の増加。 - その他のリスク：風評リスクや賠償リスクの増加。
規制・監督上の対応	<ul style="list-style-type: none"> • いくつかの当局は、例えば、環境リスクへの対応に向けた準備状況の評価を行うことを求めるなど、気候関連のリスクにかかる取組みに自然関連のリスクの要素を取り込む形で、規制・監督上の対応を始めている。自然関連のリスクへの対応を現時点では予定していない当局は、気候関連のリスクにリソースを割り当てている。 • いくつかの当局は、自然関連のリスクの管理にかかる金融機関向けの監督上のガイダンスを作成・公表している。その中には、銀行にフォーカスしたものもあれば、他の金融機関も対象とするものもある。

	<ul style="list-style-type: none"> 少数の当局は、リスク管理や資本規制、開示などにおいて、自然関連のリスクにかかる規制上の要件を設けている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局が直面している主な課題は、データの不足、（モデリングなどの）分析アプローチの開発、定量的な評価、リソースの不足等である。

インプリケーション：金融セクターにおける自然関連の財務リスクにかかる規制・監督については、いくつかの国・地域や国際機関において検討が開始されている状況であると言える。今後、気候関連の財務リスクにかかる規制・監督の枠組みの構築と同様の取組みが進展する可能性も想定されることから、国際的な議論の動向に注視が必要であると考えられるほか、金融機関自身においても取組みを検討することは有意であると思料される。

（参考）FSB ‘Stocktake on Nature-related Risks: Supervisory and regulatory approaches and perspectives on financial risk’

I: ESAs、ICT サービスの再委託にかかる監督基準案を公表（7月26日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に関し、欧州委員会（EC）への提出期限が2024年7月とされていた「重要な機能をサポートするICTサービスの再委託にかかる評価項目に関する技術的基準（RTS）」の最終案をECに提出した。同最終案の主な内容は以下のとおり。

デュー・デiligence	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、ICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSP）との契約前に、「重要な機能をサポートするICTサービスは、ICT TPSPが再委託先のデュー・デiligenceを行った後に再委託され得る」かどうかを決定しなければならない。 重要な機能をサポートするICTサービスを再委託するICT TPSPを利用している金融機関は、再委託先の選定時のデュー・デiligenceにおいて確認することが求められている事項について、定期的にリスクの評価を行わなければならない。
再委託の条件	<ul style="list-style-type: none"> ICT TPSPによって提供されるICTサービスを文書による契約上の取決めにおいて記述する際、金融機関は、重要な機能をサポートするICTサービスのうちどれが、どのような条件の下で再委託できるかを特定しなければならない。特に、ICT TPSPは、再委託先によって提供されるサービスの提供について責任を有していること、ICT TPSPには、再委託するすべてのICTサービス（重要な機能をサポートするもの）をモニターすることが求められること等を明記しなければならない。
再委託先のサプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> 重要な機能をサポートするICTサービスの再委託を許容する場合、金融機関とTPSPとの間の契約上の取決めは、再委託先のサプライチェーンを明確にしていなければならない。 契約上の取決めは、重要な機能をサポートするICTサービスを提供する再委託先のサプライチェーンの長さや複雑さが、委託された機能を十分にモニターする能力にどのような影響を及ぼし得るかを金融機関が評価できるものでなければならない。
再委託の取決めの重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> 重要な機能をサポートするICTサービスにかかる再委託契約の取決めについて重要な変更がある場合、金融機関は、自身が晒され得るリスクの影響を評価できるよう、十分な通知期間を持って、情報提供を受けることを確保しなければならない。 金融機関は、通知期間内に自身が変更を承認した後にその変更が発効するよう、ICT TPSPに対して求めなければならない。

契約の取決め の終了	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、ICT TPSPが、金融機関の同意無く、重要な機能をサポートするICTサービスの提供にかかる再委託契約の取決めについて重要な変更を行った場合等には、ICT TPSPとの契約を終了する権利を有する。
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

インプリケーション：本RTS案は、再委託先の管理のアプローチを示しているものとも解釈し得る。日本の金融機関には、本RTS案も参照しつつ、再委託先の管理の高度化を図ることが期待される。

(参考) EIOPA 'Joint Final Report on draft RTS on subcontracting ICT services supporting critical or important functions under DORA'

J: 英 PRA、資産集約型再保険にかかる監督指針を公表（7月26日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、2023年11月に市中協議に付した「資産集約型再保険（funded reinsurance：FR）にかかる監督上のステートメント（SS）」を最終化した。PRAは、同SSにおいて、①継続的なリスク管理、②ソルベンシー資本要件（SCR）の計算、③FR取引を行おうとする際のリスクの評価、にかかる監督上の期待を示している。そのうち、継続的なリスク管理にかかる監督上の期待の主な内容は以下のとおり。

内部のカウンターパーティ投資の上限	<ul style="list-style-type: none"> FRに関連する内部の投資の上限を設定する際、保険会社は、少なくとも、あるカウンターパーティに出再されたすべてのビジネスが即時に出再解除（immediate recapture）された場合のソルベンシー資本要件（SCR）カバレッジ比率への影響を計算すべきである。 保険会社は、そのような出再解除において承継し得る担保の性質や十分性を検討すべきである。 即時の出再解除におけるFRのエクスポージャーの計測は、観測期間1年、信頼水準99.5%を超えるリスク（テール・リスク）をカバーする広範なシナリオを考慮したものであるべきである。 保険会社は、一つのカウンターパーティの特異な（idiosyncratic）出再解除が自身のビジネス・モデルを脅かすものとならない水準に内部の投資の上限を設定すべきである。加えて、保険会社は、相関性の高い複数のカウンターパーティについて同時に出再解除となった場合の集中リスクも考慮すべきである。 保険会社は、カウンターパーティの承認および継続的なモニタリングにかかる適切なプロセスを設計し、そのプロセスで検知した事項を上限の設定に反映すべきである。
担保の方針	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、リスク管理の方針の一環として、担保にかかる明確な方針を有するべきである。特に、非流動資産にかかる担保の方針は、信用力の評価のアプローチ、資産クラスごとの評価手法、出再解除にかかる資産運用のアプローチ等を含むものであるべきである。
出再解除の計画	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、FRのカウンターパーティの財政状態をモニタリングするアプローチ、すべての資産と負債をカウンターパーティから回収するための詳細なプロセス、資産クラスごとの資産の移転の詳細なプロセス等を含む、出再解除の計画を有するべきである。 保険会社の出再解除の計画は、選択的な契約の終了のトリガーに抵触した場合、出再されたビジネスの回収可能性を評価するための明確で構造化された意思決定のプロセスを記載したものであるべきである。 保険会社は、FRのエクスポージャーを少なくとも年に1度は分析すべきである。エクスポージャーが

	重大である場合、保険会社は、ORSAの一環として、FRにかかるストレス・テストを実施すべきである。
--	---------------------------------------------------

インプリケーション：日本の（生命）保険会社による出再が増加している中、日本の監督当局には、PRAの本監督指針も参考にしつつ、保険会社の出再にかかるリスク管理の監督を強化することが期待される。

（参考）PRA ‘SS5/24 – Funded reinsurance’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301